

# 労働保険審査会裁決（精神疾患関係）

## 平成27年度裁決分

平成27年4月から平成28年3月までの労働保険審査会裁決のうち、精神疾患関係の裁決を集めました。

〈開示請求分〉とは、当方が開示請求した裁決書。オリジナルの裁決書であり、個人名や個別データは黒塗りされています。

〈HP公表分〉とは、労働保険審査会HPにて公表されている裁決概略です。

つまり、1件の裁決に2種類の文書を掲載しました。

それぞれ「HP公表」や「請求分」をクリックしてください。

〈裁決時期〉 1Q：平成27年4月～6月  
2Q：平成27年7月～9月  
3Q：平成27年10月～12月  
4Q：平成28年1月～3月

平成29年6月 榊原社労士事務所編

事件番号	裁決種類	事件概要	裁決時期	HP公表 分裁決	開示請求 分裁決
26労056	取消	店舗改修工事、防水工事等の現場管理業務に従事する者の自殺	1Q	HP公表	請求分
26労104	棄却	飲食店で新規店舗の立ち上げ等の業務に従事していた者の自殺	2Q	HP公表	請求分
26労132	取消	自動車販売会社で自動車の販売営業に従事する者の自殺	1Q	HP公表	請求分
26労223	取消	獣医師として勤務する者の長時間労働、上司とのトラブル等により発病したとする精神障害及びその後の自殺	1Q	HP公表	請求分
26労258	取消	石油販売会社のプロパン部の所長として従事する者の自殺	3Q	HP公表	請求分
26労262	棄却	派遣社員としてCADによる設計等に従事していた者に長時間労働、上司からの叱責が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労264	棄却	医薬品製造会社で試験、測定業務に従事する者の配置転換、上司とのトラブルにより発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労278	棄却	有料老人ホームで看護業務に従事していた者に発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労304	棄却	介護職の管理マネージャーとして勤務する者に上司とのトラブル、連続勤務等が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労308	棄却	中学校の非常勤講師として部活の担当等に従事する者に支援員のいじめ等で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労309	棄却	神社で神職として従事していた者に退職の強要等により発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労315	棄却	契約社員として保険の営業等に従事していた者に上司のパワハラにより発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労319	棄却	畜産加工部門にて勤務していた者に上司、同僚からのパワハラにより発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労321	棄却	バイク店の新店舗の店長として従事する者に開店準備から一人でさせられたことが原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労330	棄却	コンビニのパート従業員として勤務する者に店長のいじめ嫌がらせが原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労332	棄却	林業作業員が就業中に転落し「両側肋骨多発骨折」等で療養中に、本件事故が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労335	棄却	年金記録の照会回答業務等に従事していた者に業務分担の変更に伴う業務量増加が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労337	棄却	旅行関連業務に従事する者の「C型慢性肝炎」の治療中に転勤時の降格、減給等により発病したとする精神障害及びその後の自殺	1Q	HP公表	請求分
26労339	棄却	紳士服の販売業務に従事していた者の上司のパワハラにより発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労351	棄却	タクシー運転手が、業務中に車内で暴行を受け「頸椎捻挫」等の療養後に発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労354	棄却	医療機関で心理相談員として勤務していた者に上司らのいじめ嫌がらせ等が原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労362	棄却	自動車用バッテリー製造に従事していた者に新たな業務の追加、上司の嫌がらせ等が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労372	棄却	介護職として介護業務に従事する者に入居者のセクハラ等により発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労376	棄却	鉄道の職員として駅構内で接客案内、トラブル対応等の業務に従事する者の自殺	1Q	HP公表	請求分
26労380	棄却	商品の検品、梱包等の作業に従事する者に嫌がらせ、退職強要が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労389	棄却	出向先で製造ラインオペレーターとして勤務していた者の自殺	1Q	HP公表	請求分
26労390	棄却	保険会社で社員用の研修ツールの作成等の業務に従事していた者に発病した精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労405	棄却	建設会社で営業業務に従事していた者の自殺	2Q	HP公表	請求分
26労406	棄却	時計等の販売業務に従事していた者に同僚のパワハラが原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労407	棄却	非常勤職員として総務関係業務に従事していた者に上司からのパワハラ等が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労411	棄却	タクシーの無線配車の業務に従事していた者の上司等からのセクハラ、パワハラが原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
26労412	棄却	医療機器の営業に従事する者に先輩からのパワハラ等により発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分

事件番号	裁決種類	事件概要	裁決時期	HP公表 分裁決	開示請求 分裁決
26労418	棄却	社内サービス部でリサイクル作業に従事する者に退職強要、配置転換等により発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労424	棄却	ダンパーで運搬作業中に誤って横転し「右多発肋骨骨折」等で療養中に発病した精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労426	棄却	軽微な事務作業に従事し、休職、復職を繰り返す者に上司からの退職勧奨等が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労427	棄却	製造工として部品の成形業務等に従事する者に会社のパワハラが原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労428	棄却	就労中の転倒で「右橈骨遠位端骨折」等を受傷し、療養中に本件事故が原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労439	棄却	電車の車両製造会社で研究開発業務に従事する者に製造現場の配置換え、退職勧奨等により発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労444	棄却	タクシー運転手として従事する者に交通事故後、会社の不当な対応、退職勧奨により発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労446	棄却	医療機関で薬剤師として勤務していた者に上司とのトラブル等が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労450	棄却	パソコンの販売促進、プロモーション業務に従事する者に業務量の大幅増加、上司の叱責により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労451	棄却	神社で神職として参拝者の対応、祈祷奉仕等に従事する者に上司のいじめ嫌がらせで発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労453	棄却	製造部門で製造業務に従事する者に配置換え、上司とのトラブル等が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労457	棄却	機械加工作業等に従事する者に上司とのトラブル、勤務形態の変更により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労464	棄却	不動産管理業務及び経理業務に従事していた者に社長の叱責、退職勧奨により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労471 472併合	棄却	引っ越し業務に従事する者に上司のパワハラが原因で発病したとする精神障害及びその後の自殺	1Q	HP公表	請求分
26労476	棄却	会社の運転手として業務に従事する者に発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労478	棄却	トレーラー運転手として業務に従事する者に上司からの言いがかり、謝罪の強要が原因で発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労486	棄却	インテリアコーディネーターとして業務に従事する者に上司からの暴言、嫌がらせで発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労488	棄却	業務中に上司から強要・脅迫されたことにより発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労492	棄却	通訳、翻訳の業務に従事する者に上司からのいじめ嫌がらせにより発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労494	棄却	同僚から業務の執拗な批判及び会議中に上司から叱責を受けたことにより発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労495	棄却	住宅の営業に従事する者に上司からの度重なる暴言、罵倒により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労496	棄却	ウェブサイトの制作業務に従事する者に上司からの叱責等により発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労501	棄却	タクシー乗務員として勤務する者に上司の暴言、同僚の陰口等が原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労517	棄却	介護施設で生活相談補助員として就労する者に上司、同僚からの嫌がらせ、退職強要により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労518	棄却	在庫品等の出荷手配等の業務に従事する者に上司からのいじめ、嫌がらせ等で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労522	棄却	証券会社で営業等の業務に従事していた者の自殺	2Q	HP公表	請求分
26労524	棄却	機械製品の図面作成業務に従事していた者に長時間労働により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労528	棄却	派遣先で就業中にフォークリフトに追突され「背部腰部挫傷」等を受傷した者に本件事故が原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労530	棄却	介護施設で介護業務に従事していた者に入所者からの暴言等で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分

事件番号	裁決種類	事件概要	裁決時期	HP公表 分裁決	開示請求 分裁決
26労538	棄却	金融機関で住宅ローン、外国為替・送金、融資等の業務に従事していた者の自殺	2Q	HP公表	請求分
26労539	棄却	生活支援員として介護業務に従事していた者に上司からのパワハラにより発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労540	棄却	港湾貨物の取扱い作業に従事する者に上司のいじめ嫌がらせが原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労542	棄却	トラック運転手から配置換えで内勤業務に従事する者に上司からのパワハラ等により発病したとする精神障害	1Q	HP公表	請求分
26労547	棄却	出向先で経理業務に従事する者に上司、同僚のパワハラにより発病したとする精神障害	2q	HP公表	請求分
26労549	棄却	電機製作会社で設計開発業務に従事する者が上司との確執等が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労551	棄却	建設材の製造業務に従事していた者に上司とのトラブルにより発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労553	棄却	保険勧誘の業務に従事する者に上司の暴言、ノルマ等が原因で発病した精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労554	棄却	ソフトウェアの開発業務に従事する者に会社のパワハラ、退職勧奨により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労566	棄却	警備業務に従事していた者に同僚からの暴行等が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労571	棄却	ガソリンスタンドのサブマネージャーとして勤務していた者の販売ノルマ、上司の叱責等が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労573	棄却	住宅建築の現場監督として従事する者の溺死（自殺）	2Q	HP公表	請求分
26労574	棄却	ガソリンスタンドで給油販売等の業務に従事する者の上司のパワハラ等により発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労577	棄却	店舗のレイアウト、イベント企画立案等の業務に従事していた者の上司からのパワハラが原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労583	棄却	グループリーダーとして業務に従事する者に、重大な仕事上のミス（不適切な会計処理）により悪化したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労584	棄却	航空券の販売業務に従事する者に上司からのパワハラが原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労589	棄却	派遣社員として食品製造の業務に従事していた者に上司、同僚のパワハラにより発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労592	棄却	臨床検査技師として検査業務に従事する者の上司からの精神的迫害、業務妨害により発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労593	棄却	バス運転士として従事していた者の同僚のいたづらが原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労602	棄却	食品の製造部門のリーダーとして勤務していた者に業務量、時間外労働の増加により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労608	棄却	漫画誌の編集の業務に従事する者に違法業務の強要、上司のパワハラにより発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労611	取消	システムエンジニアとしてシステムの開発、保守等の業務に従事する者の自殺	4Q	HP公表	請求分
26労614	棄却	医療情報担当の営業として従事していた者に会社のパワハラが原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労617	棄却	旋盤や複合加工機の設計業務に従事していた者の自殺	2Q	HP公表	請求分
26労624	棄却	病院で機能訓練士としてマッサージ業務に従事していた者に上司とのトラブルが原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労626	棄却	勤務中に上司からのパワハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
26労628	棄却	児童指導員として児童の生活支援業務に従事していた者の長時間労働、上司からのいじめ嫌がらせにより発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
26労630	棄却	電気工として就労中、階段から転倒し受傷した者に発症した「脊髄小脳変性症」	2Q	HP公表	請求分
26労632	棄却	人事関係の事務に従事する者に長時間労働が原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
26労636	棄却	金融機関の融資係として勤務する者の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労001	棄却	会社新年会の二次会後に上司からのわいせつ行為が原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
27労003	棄却	建設作業中に負傷した「椎間板ヘルニア」の治り後に本件受傷が原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
27労005	取消	金券ショップの店長として勤務していた者の連続勤務等を原因とする精神障害及び自殺	4Q	HP公表	請求分

事件番号	裁決種類	事件概要	裁決時期	HP公表 分裁決	開示請求 分裁決
27労010	棄却	システムエンジニアとして勤務する者に会社の合併、長時間労働により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
27労013	棄却	夜間巡回中に同僚からの暴行等の被害と会社の対応が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労015	棄却	特別養護老人ホームで介護業務に従事していた者に上司、同僚とのトラブル等が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労019	棄却	建設設備施工業務に就労する者の上司からのパワハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労023	棄却	眼鏡製造会社でデザイン業務に従事していた者の自殺	2Q	HP公表	請求分
27労027	棄却	レーザー研究等の業務に従事していた者の上司とのトラブル等が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労030	棄却	ガソリンスタンドのサブマネージャーとして勤務していた者の販売ノルマ、上司の叱責等が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労032	棄却	仕事の意欲低下、物損事故、乗客からのクレームにより無断欠勤、その後の解雇等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労034	棄却	バス会社で運行管理等の業務に従事していた者に社長のパワハラ等により発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
27労046	棄却	研修等の企画、実施及び講師として教育業務に従事していた者の上司のパワハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労048	棄却	タクシー運転手として従事する者に上司の叱責が原因で発病したとする精神障害	2Q	HP公表	請求分
27労053	棄却	ガソリンスタンドのマネージャーとして勤務していた者の販売ノルマ、上司の叱責等が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労054	棄却	ガソリンスタンドのチーフマネージャーとして勤務していた者の販売ノルマ、上司の叱責等が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労058	棄却	デイサービスの厨房で調理等の業務に従事していた者に会社のパワハラ等が原因で悪化したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労059	棄却	介護職員として勤務していた者の同僚のセクハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労061	棄却	石油販売会社の支店長として勤務していた者の自殺	3Q	HP公表	請求分
27労063	棄却	病院で調理業務に従事していた者の上司、同僚とのトラブル等により発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労065	棄却	一般事務の業務に従事していた者の会社とのトラブルが原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労066	棄却	ネットショップ用ホームページの運営業務に従事していた者の上司のパワハラが原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労071	棄却	クリニックの心理相談員として勤務する者の上司のパワハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労072	棄却	倉庫内の荷物の仕分け作業等に従事していた者の上司等からの暴言が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労073	棄却	現場の監理技術者として勤務する者の上司の違法的業務命令、虚偽の変更届の提出等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労076	棄却	運輸会社の自動車整備工として勤務していた者のいじめ等により発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労087	棄却	社会福祉施設で勤務する者の上司のパワハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労089	棄却	機械設備等の設計業務に従事する者に上司とのトラブル、長時間労働等により発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労092	棄却	うつ病が寛解し復職した者の上司等のパワハラが原因で再発したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労095	棄却	営業担当として従事する者に取引先等からのクレーム等により発病イズたとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労098	棄却	自動車修理・整備工として勤務する者の社長の暴力等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労109	棄却	空調・電気設備の保守管理に従事していた者に発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労112	棄却	事業場に雇用される以前に発病していた者が、雇用後に悪化したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労118	棄却	保険会社で勤務していた者が、セクハラ事件の事実確認の聴取が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分

事件番号	裁決種類	事件概要	裁決時期	HP公表 分裁決	開示請求 分裁決
27労121	棄却	工場の自動車部品の製造業務に従事していた者の自殺	3Q	HP公表	請求分
27労130	棄却	総務担当業務に従事する者が採用前に発病し、採用後負傷で休職中に退職勧奨が原因で悪化したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労131	棄却	派遣社員としてパソコン入力業務に従事していた者が発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労142	棄却	通信関連会社に勤務する者の数度にわたる異動・転居等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労147	棄却	部長として業務に従事していた者の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労158	棄却	衣料品販売員として勤務する者の長時間労働、連続勤務が原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労166	棄却	穴あけ、ネジ加工業務に従事する者の上司からの叱責等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労177	棄却	営業業務に従事する者の退職勧奨、同僚からの嫌がらせ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労192	棄却	製造業務に従事する者の上司、同僚からのいじめが原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労195	棄却	飲食店で調理業務に従事していた者の上司とのトラブル、連続勤務等により発症したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労196	棄却	経理業務に従事する者の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労199	棄却	大学の事務職員として物品等の契約、支払処理などの業務に従事する者の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労203	棄却	電化製品の設計開発等の業務に従事していた者が同僚らのいじめが原因で発病したとする精神障害	3Q	HP公表	請求分
27労212	棄却	安全管理業務に従事する者の異動等が原因で発病・悪化したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労214	棄却	生命保険外交員の上司、同僚からのいじめが原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労219	棄却	ゲーム制作のプランナー業務に従事していた者の配置転換、上司とのトラブル等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労220	棄却	総務業務に従事していた者の上司とのトラブル、職場への恐怖感が原因で発症したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労224	取消	車両部品の溶接業務に従事する者の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労231	棄却	システム管理業務に従事していた者の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労232	棄却	ゴミ収集運搬業務に従事していた者の解雇された後における自殺	4Q	HP公表	請求分
27労234	棄却	営業業務に従事していた者の上司の叱責、パワハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労240	棄却	債権管理業務に従事する者の上司のパワハラが原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労242	棄却	大学准教授の上司の嫌がらせ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労247	棄却	旋盤加工作業に従事する者のノルマが増え業務支援がないことで発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労248	棄却	生活支援員兼コーディネーターとして従事していた者の経験のない業務に十分な支援がない等の原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労253	棄却	システムの作成、修正等の業務に従事する者の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労258	棄却	放射能除染業務等の受託に係る営業業務に従事する者の上司の叱責、パワハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労259	棄却	保健師として勤務する者の業務中の自転車事故が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労269	棄却	製品の研究開発業務に従事していた者の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労280	棄却	ホテルレストランで勤務する者の上司のパワハラ、セクハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労287	棄却	郵便配達業務等に従事する者に発病した精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労295	棄却	臨時雇用として業務に従事する者の上司の暴力、いじめ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労309	棄却	工場の事務員の自殺	4Q	HP公表	請求分
27労318	棄却	障害者支援施設の理事長の職員とのトラブルが原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分
27労353	棄却	システム開発業務に従事していた者の上司のパワハラ等が原因で発病したとする精神障害	4Q	HP公表	請求分

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にA市所在の会社B（以下「会社」という。）に入社し、店舗改修工事、外壁、防水工事等の現場管理業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日出勤するとして自宅を出たまま、行方不明となり、同年〇月〇日C県C市〇で高所から転落し死亡しているところを発見された。死体検案書によれば、死亡日時は平成〇年〇月〇日午前〇時頃（推定）、直接死因は「くも膜下出血」、その原因は「自殺」であった。

請求人は、被災者の自殺は、会社Dから受注した「E新装工事（以下「Eの現場」という。）」の工期の遅れに関し、発注者であるF院長（以下「院長」という。）から追加工事代金の支払いを受けられなくなったこと、また、このことを会社の上司から責められたこと、さらに、過重労働を行ったことが原因であるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 専門部会の意見書によると、被災者が精神障害を発病していたと判断する医学的根拠に乏しく、精神障害を発病していなかったものと判断するのが妥当であるとされている。

しかしながら、G医師は、精神医学的意見書において、被災者は平成〇年〇月〇日から同月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病」(以下「本件疾病」という。)を発病して自死に至ったとみるべきであるとの意見を述べている。当審査会としては、被災者の自死に至る症状経過及び遺書等の内容に照らすと、G医師の上記意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の精神障害の発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1の「特別な出来事」は認められない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、被災者にとって最も強い心理的負荷要因は、ノルマの不達成（工期遅れ）であると主張する。さらに、請求人らは、この工期遅れの経緯について、「Eの現場の工期は、当初、平成〇年〇月〇日までとされていたが、鍵の受け渡し、院長と設計者との間の設計図面の調整、東日本大震災による部品納入の大幅な遅れによって同年〇月〇日まで延期となった。ただし、同日までには工事を完了させないと、院長に営業損失及び賃料が生じるため、そこまでには何としてでも完了させるよう求められていた。しかし、同月末の現場の状況は、工事がほとんど進んでおらず、被災者自ら業者を手配して直接指示を与えなければ仕事が進まない状態であった。また、上記竣工日にも間に合わず、同年〇月〇日の院長との立ち会いで、追加工事も含めて同月〇日までには完了するよう求められたが、結局、同月〇日にも工事は完了しなかった。」旨述べている。

(イ) 請求人らが「ノルマの不達成（工期遅れ）」と主張する上記（ア）の出来事は、認定基準別表1に照らすと「ノルマを達成できなかった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

確かに、Eの現場の工事請負契約書には、〇万円の工事価格であり、工期は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日（予定）と記載されている。また、H統括部長は被災者を東京の現場の担当にしたこと及び同現場の工期の遅れから平成〇年〇月〇日に被災者とともにEの現場の社内検査を行った上、被災者に対し、Eに常駐して工事の進捗管理を指示した旨申述している。I営業本部長も、Eの現場は問題が山積された状況であったことから、H統括部長が被災者にEに常駐し問題の解決に当たるよう指示した旨述べている。これらの資料及び申述から、被災者が担当していたEの現場は請負契約書で予定されていた工期から大幅に遅れ、平成〇年〇月〇日になっても完成の目処が立たないため、担当である被災者が工期遅れに対する進捗管理や院長との調整などの事後対応を会社から指示されていたことは事実であり、請求人らの主張どおり、認定基準別表1の「ノルマが達成できなかった」に該当し、同年〇月〇日からのE常駐での事後処理を含め一連の出来事として捉えるのが相当であると判断する。

被災者が上司であるH統括部長の指示を受け、Eに常駐した平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の工期遅れに対する施工管理及び院長と

の事後処理については、被災者が作成した報告書に「同年〇月〇日に院長から全工事を同月〇日までに完了するよう強く言われたものの結局その日までに工事は完了することができず、同月〇日には院長から追加工事費約〇万円と遅れたための営業補償と家賃を相殺する案が出されたこと」などが記載されており、I 営業本部長も院長から「工期が遅れたら払わない。支払いを要求するならペナルティとして、営業補填金の支払いを要求する。」と言われたとする申述をしており、これらを併せ鑑みれば、Eの現場の工期遅れという「ノルマが達成できなかった」の出来事のうち、被災者にとって、最も心理的負荷となったのは同月〇日に院長から最後通告ともいえる同月〇日の工事完了を指示されたこと及びこの指示を守れず、院長から営業補償の案が提出されたこととみるのが相当である。

(ウ) 以上を踏まえ、この出来事の総合評価を検討すると、事後処理の困難性は上記のとおり認められ、平成〇年〇月〇日までに完成しなければ営業補填金を要求するとの院長からの指示を完遂できなかったことには相当の心理的負荷はあると考えられるものの、本件の会社関係者の申述を含む一件資料からは、実際に被災者個人にペナルティが課せられるほどの出来事であったとまでは認定できないことや、〇万円の工事代金や〇万円の営業補填金の会社の経営への影響も明らかではないことから、この一連の出来事単独の心理的負荷の総合評価としては「強」とまではいえず、「中」と判断せざるを得ない。

(エ) しかしながら、認定基準によれば、恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価について、具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事の前に恒常的長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）が認められ、出来事後すぐに（出来事後おおむね10日以内に）発病に至っている場合、心理的負荷の総合評価は「強」とするとされている。

(オ) この点、本件について検討すると、上記（1）で判断したとおり、被災者は平成〇年〇月〇日から同月〇日頃に本件疾病を発病しており、この発病時期は、当審査会が「ノルマが達成できなかった」の出来事として評価した同年〇月〇日からのE常駐中の事後処理において、同年〇月〇日の院長からの最後通告ともいえる指示、及び同月〇日にそれを完遂できないこ

とが確定し院長から営業補填の提案がなされた時期と一致している。

当審査会としては、被災者が上記の一連の事後処理を行う中で本件疾病を発病したと推認するものであり、いずれも事後処理後、おおむね10日以内の発病であるとみるのが相当であると判断する。

その上で被災者の本件疾病の発病月の直前の平成〇年〇月には監督署長が事実認定したとおり、100時間を超える恒常的長時間労働が認められる。そうすると、認定基準により、上記の「ノルマが達成できなかった」の出来事の総合評価「中」と恒常的長時間労働を併せた心理的負荷の総合評価は「強」となり、当審査会は、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものと判断する。

ウ 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

エ したがって、被災者に発病した本件疾病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自死は本件疾病によって正常の認識及び行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自死行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたものと推認されることから、業務上の事由によるものと判断できる。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。

平成26年労第56号

裁 決 書

再 審 査 請 求 人

■■■■

再 審 査 請 求 代 理 人

■■■■  
■■■■  
■■■■  
■■■■  
■■■■  
■■■■  
■■■■

原 処 分 を し た 行 政 庁

大阪府大阪市中央区森ノ宮中央

1-15-10

大阪中央労働基準監督署長

決 定 を し た 審 査 官

大阪労働者災害補償保険審査官

吉 岡 正 次



## 第2 再審査請求の理由

再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、再審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

## 第3 原処分庁の意見

監督署長は、本件再審査請求を棄却するとの裁決を求める旨の意見書を提出し、その意見の要旨は、決定書（丙10。以下同じ。）理由第1の3に記載されたところと同旨であるので、これを引用する。

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

本件の審査資料は、別紙1記載のとおりである。

## 第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

1 当審査会の事実の認定は、次の2のとおり付加するほかは、決定書理由第2の2の（1）に記載するところと同旨であるので、同第2の1の「判断の要件」とともに、これを引用する。この場合において、同第2の2の（1）中の文言を、別紙2のとおり読み替える。

2 当審査会の付加的事実の認定

（1）請求人及び請求代理人（請求人と請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、平成■■■年■■月■■日当審査会開催の本件公開審理並びに同月■■日付け請求代理人作成の意見書及び添付資料1～10（参考文献）（甲2）、同月■■日当審査会受付の資料11．医学文献（甲3）及び同年■■月■■日付け請求代理人作成の意見書2（甲4）において、要旨、次のとおり述べている。





[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]







日（予定）と記載されている。また、■■■■部長は■■■■  
■■■■  
■■■■旨申述している（乙53）。■■■■本  
部長も、■■■■  
■■■■旨述べてい  
る（乙54）。これらの資料及び申述から、被災者が担当していた■■■■の  
現場は請負契約書で予定されていた工期から大幅に遅れ、■■■■年■■月  
■■日になっても完成の目処が立たないため、担当である被災者が工期遅  
れに対する進捗管理や院長との調整などの事後対応を会社から指示されて  
いたことは事実であり、請求人らの主張どおり、認定基準別表1の「ノル  
マが達成できなかった」に該当し、同年■■月■■日からの■■■■常駐での事  
後処理を含め一連の出来事として捉えるのが相当であると判断する。

被災者が上司である■■■■部長の指示を受け、■■■■に常駐した■■■■  
■■年■■月■■日から同年■■月■■日までの間の工期遅れに対する施工管理  
及び■■■■との事後処理については、被災者が作成した報告書（乙16～乙  
29）に■■■■  
■■■■  
■■■■  
■■■■などが記載されており、■■■■本部  
長も院長から■■■■  
■■■■と言われたとする申述（乙  
54）をしており、これらを併せ鑑みれば、■■■■という  
「ノルマが達成できなかった」の出来事のうち、被災者にとって、最も心  
理的負荷となったのは同月■■日に院長から最後通告ともいえる同月■■日  
の工事完了を指示されたこと及びこの指示を守れず、院長から営業補償の  
案が提出されたこととみるのが相当である。

(ウ) 以上を踏まえ、この出来事の総合評価を検討すると、事後処理の困難性  
は上記のとおり認められ、■■■■年■■月■■日までに完成しなければ営  
業補填金を要求するとの院長からの指示を完遂できなかったことには相当  
の心理的負荷はあると考えられるものの、本件の会社関係者の申述を含む

一件資料からは、実際に被災者個人にペナルティが課せられるほどの出来事であったとまでは認定できないことや、■■■■■■■■■■円の工事代金や■■■■■■■■■■円の営業補填金の会社の経営への影響も明らかではないことから、この一連の出来事単独の心理的負荷の総合評価としては「強」とまではいえず、「中」とであると判断せざるを得ない。

(エ) しかしながら、認定基準によれば、恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価について、具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事の前に恒常的長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）が認められ、出来事後すぐに（出来事後おおむね10日以内に）発病に至っている場合、心理的負荷の総合評価は「強」とするとされている。

(オ) この点、本件について検討すると、上記（1）で判断したとおり、被災者は■■■■■■年■■月■■日から同月■■■日頃に本件疾病を発病しており、この発病時期は、当審査会が「ノルマが達成できなかった」の出来事として評価した同年■■月■■■日からの■■■■常駐中の事後処理において、同年■■月■■日の院長からの最後通告ともいえる指示、及び同月■■■日にそれを完遂できないことが確定し院長から営業補填の提案がなされた時期と一致している。

当審査会としては、被災者が上記の一連の事後処理を行う中で本件疾病を発病したと推認するものであり、いずれも事後処理後、おおむね10日以内の発病であるとみるのが相当であると判断する。

その上で被災者の本件疾病の発病月の直前の■■■■■■年■■月には監督署長が事実認定したとおり（乙8）、100時間を超える恒常的長時間労働が認められる。そうすると、認定基準により、上記の「ノルマが達成できなかった」の出来事の総合評価「中」と恒常的長時間労働を併せた心理的負荷の総合評価は「強」となり、当審査会は、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものであると判断する。

ウ 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

エ したがって、被災者に発病した本件疾病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自死は本件疾病によって正常の認識及び行

為選択能力が著しく阻害され、あるいは自死行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたものと推認されることから、業務上の事由によるものと判断できる。

- 4 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のおり裁決する。

平成27年■月■日

労働保険審査会

審査長 伊藤博元

審査員 木村亨

審査員 神尾真知子

(別紙1)

1 請求人の提出した資料

- (1) 審査報告書 (■■■■年■月■日付請求代理人作成) 写 (審査官経由) (甲1)
- (2) 意見書 (■■■■年■月■日付請求代理人作成) 及び添付資料1～10 (参考文献) (甲2)
- (3) 資料11. 医学文献 (■■■■年■月■日当審査会受付) (甲3)
- (4) 意見書2 (■■■■年■月■日付請求代理人作成) (甲4)

2 監督署長の提出した資料

- (1) 保険給付不支給決定通知書 (伺) (■■■■年■月■日付) 写 (乙1)
- (2) 遺族補償年金支給請求書 (■■■■年■月■日監督署受付) 写 (乙2)
- (3) 葬祭料請求書 (■■■■年■月■日監督署受付) 写 (乙3)
- (4) 死亡届及び死体検案書 (■■■■年■月■日付■■■■医院■■■■医師作成) 写 (乙4)
- (5) 遺書写 (乙5)
- (6) 調査結果復命書 (■■■■年■月■日作成) 写 (乙6)
- (7) 精神障害の業務起因性判断のための調査復命書 (■■■■年■月■日作成) 写 (乙7)
- (8) 労働時間集計表写 (乙8)
- (9) 申立書 (■■■■年■月■日付請求人作成) 写 (乙9)
- (10) 陳述書 (■■■■年■月■日付請求人作成) 写 (乙10)
- (11) 請求人からの聴取書 (■■■■年■月■日作成) 写 (乙11)
- (12) 別紙報告書 (■■■■年■月■日付請求代理人作成) 写 (乙12)
- (13) 規定集写 (乙13)
- (14) 労働条件通知書写 (乙14)
- (15) 被災者のタイムカード写 (乙15)
- (16) ■■■■■と題する書面写 (乙16)
- (17) ■■■■■から始まる書面写 (乙17)
- (18) ■■■■■から始まる書面写 (乙18)
- (19) ■■■■■から始まる書面写 (乙19)
- (20) ■■■■■から始まる書面写 (乙20)



- (49) 被災者の届出申請書 (■■■■年■月～■■■■年■月分) 写 (乙49)
- (50) 被災者の当該事業場イントラネット行動予定表 (■■■■年■月～平成■■■■年■月分) 写 (乙50)
- (51) 発注請書 (■■■■分) 写 (乙51)
- (52) 同上工事の見積書写 (乙52)
- (53) 会社■■■■部長からの聴取書 (■■■■年■月■■■■日作成) 写 (乙53)
- (54) 会社■■■■本部長からの聴取書 (■■■■年■月■■■■日作成) 写 (乙54)
- (55) 会社■■■■部長■■■■からの聴取書 (■■■■年■月■■■■日作成) 写 (乙55)
- (56) 会社■■■■部長からの電話聴取書 (■■■■年■月■■■■日作成) 写 (乙56)
- (57) 新幹線の時刻表 (■■■■年■月現在) 写 (乙57)
- (58) 事故状況について (回答) (■■■■年■月■■■■日付■■■■警察署長作成) 写 (乙58)
- (59) 健康保険診療状況について (回答) (■■■■年■月■■■■日付全国健康保険協会■■■■支部長作成) 写 (乙59)
- (60) 意見書 (■■■■年■月■■■■日付大阪労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会作成) 写 (乙60)

### 3 審査官の提出した資料.

- (1) 実地調査書 (■■■■年■月■■■■日作成) 写 (丙1)
- (2) 発注請書 (■■■■工事分) 写 (丙2)
- (3) 同上工事の見積書写 (丙3)
- (4) 引渡受領書写 (丙4)
- (5) ■■■■と題する書面写 (丙5)
- (6) 会社関係者の賃金台帳 (■■■■年■月分) 写 (丙6)
- (7) 元同僚■■■■からの面談聴取書 (■■■■年■月■■■■日作成) 写 (丙7)
- (8) 労働時間集計表写 (丙8)
- (9) 労働保険審査請求書写 (丙9)
- (10) 決定書写 (丙10)

### 4 当審査会の収集した資料

- (1) 被災者に関する精神医学的意見書 (■■■■年■月■■■■日付■■■■)



(別紙2)

決定書の記載	読替え
事業場関係者D、元同僚D	元同僚■■■■■
A部長、事業場関係者（決定書理由第2の2の(1)のケ）	■■■部長■■■■■（以下「■■■■■部長」という。）
B本部長	■■■本部長■■■■■（以下「■■■■■本部長」という。）
C部長	■■■■■部長■■■■■
事業場関係者（決定書理由第2の2の(1)のケ）	専務取締役■■■■■